

令和5年度
公益財団法人神戸市スポーツ協会
事業概要

文化スポーツ局

目 次

	頁
I 協会設立の趣旨	1
II 協会の概要	1
1 名称	1
2 所在地	1
3 設立年月日（許可・登記）	1
4 基本財産	1
5 機構	2
6 職員数	3
7 評議員・役員	4
8 加盟団体一覧	6
III 定款	7
IV 令和4年度事業報告	15
1 事業報告	15
2 事業別収支計算書	20
3 正味財産増減計算書	21
4 貸借対照表	22
5 財産目録	23
6 事業別収入明細書	24
7 事業別支出明細書	25
8 財務状況の推移	26
V 令和5年度事業計画	27
1 事業計画	27
2 経営改善の取組み	30
3 事業別収支予算書	32
4 予定正味財産増減計算書	33
5 予定貸借対照表	34
6 事業別予定収入明細書	35
7 事業別予定支出明細書	36
VI 令和4年度主要事業計画・実績比較	37
参 考	
1 主要事業の推移	38
2 施設概要	40

I 協会設立の趣旨

当協会は、昭和22年に任意団体「神戸市体育協会」として発足し、平成2年4月に財団法人化されました。平成10年10月には、財団法人神戸市スポーツ教育公社を統合し、学校給食事業及び体育施設管理運営事業等を引き継ぎました。平成24年4月には公益財団法人に移行し、名称についても「神戸市スポーツ教育協会」に変更し、協会の目的を、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することと決めました。

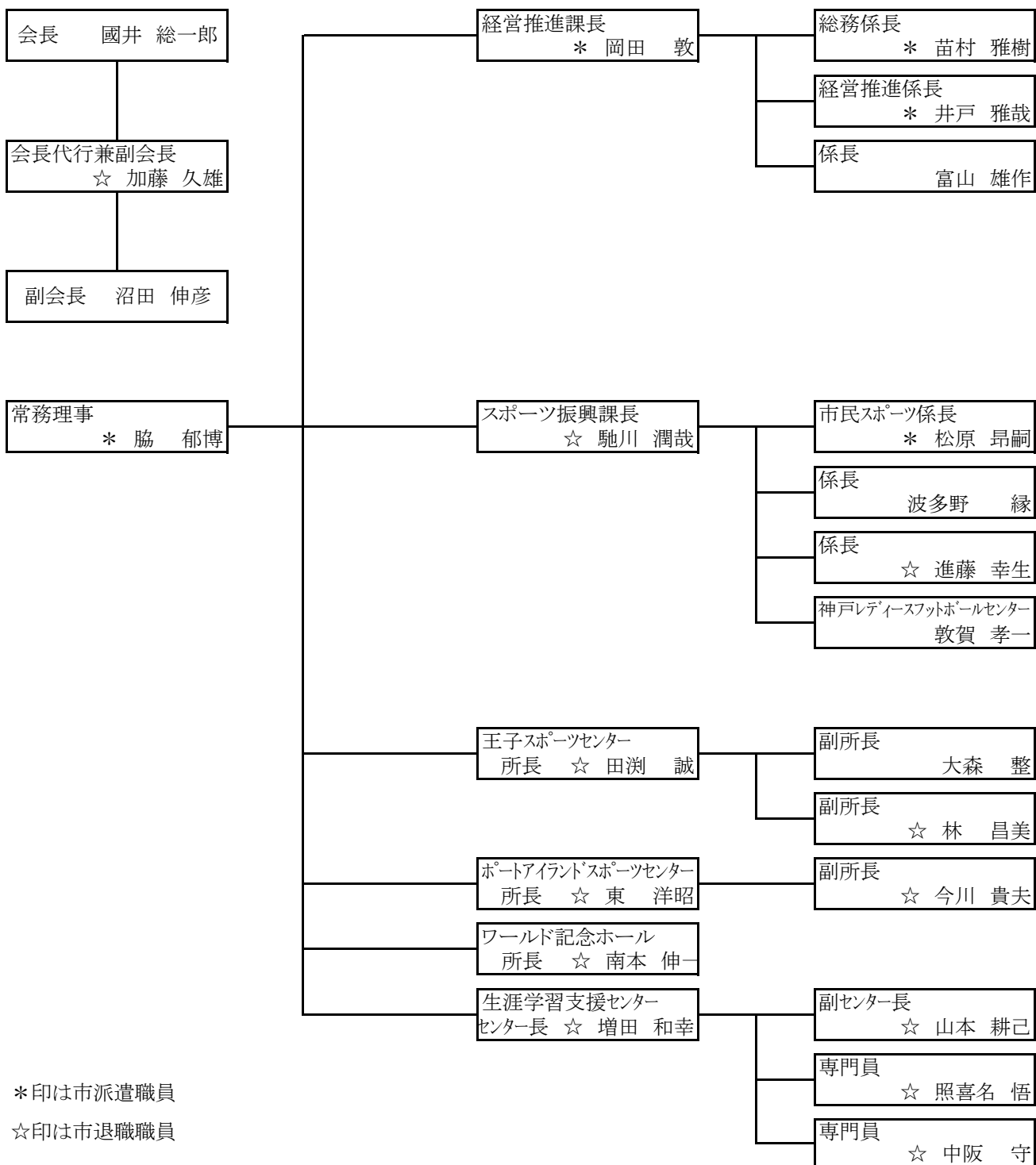
平成30年9月には、学校給食事業について、一般財団法人神戸市学校給食会に移管し、令和元年7月には、神戸市のスポーツ振興団体の位置づけをより明確化し、スポーツの発展に取り組むため、現名称に改称しました。

II 協会の概要

- | | |
|---------|---|
| 1 名称 | 公益財団法人神戸市スポーツ協会 |
| 2 所在地 | 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号（神戸商工貿易センタービル10階） |
| 3 設立年月日 | 昭和22年12月 任意団体「神戸市体育協会」として発足
平成2年4月 財団法人認可
平成10年10月 (財)神戸市スポーツ教育公社と統合
平成24年4月 公益財団法人移行及び「神戸市スポーツ教育協会」
に名称変更
令和元年7月 「神戸市スポーツ協会」に名称変更 |
| 4 基本財産 | 200,000千円（出捐：神戸市87.5%） |

5 機 構

(令和5年7月1日現在)



6 職員数(役員を除く)

令和5年7月1日現在

所 属	課 長 施設長	係 長 副施設長	係 員	合 計
経 営 推 進 課	1 (1)	3 (2)	6	10 (3)
ス ポ ー ツ 振 興 課	1	4 (1)	6	11 (1)
王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	1	2	4	7
ポ ー ト ア イ ラ ン ド ス ポ ー ツ セ ン タ ー	1	1	2	4
ワ ー ル ド 記 念 ホ ー ル	1			1
生 涯 学 習 支 援 セ ン タ ー	1	3	1	5
合 計	6 (1)	13 (3)	19	38 (4)

- ・ () 内は市派遣職員数内書
- ・ 管理職以外の臨時職員及びパートタイム職員を除く

7 評議員・役員

(1) 評議員

令和5年7月1日現在

(五十音順)

	氏 名	団 体 役 職
1	阿 部 雅 隆	神戸柔道協会副会長兼理事長
2	伊 藤 紀美子	田嶋株式会社代表取締役社長
3	神 木 哲 男	神戸大学名誉教授
4	岸 本 洋 子	弁護士
5	久 保 田 輝	神戸新聞社運動部長
6	鈴 木 信 子	神戸市スケート協会会長
7	檀 特 竜 王	神戸市文化スポーツ局局长 (スポーツ担当)
8	中 田 進	神戸総合型地域スポーツクラブ全市連絡協議会会長
9	南 平 榮 一	NPO法人こうべユースネット顧問
10	速 水 順一郎	神戸市レクリエーション協会会長
11	平 野 直 美	神戸女子短期大学食物栄養学科教授
12	松 本 周 二	神戸軟式野球協会会長
13	森 田 祐 子	神戸市婦人団体協議会副会長
14	森 本 茂 夫	神戸市バスケットボール協会会長

(2) 役員（理事・監事）

令和5年7月1日現在
(役職、五十音順)

	役職	氏名	団体役職
1	会長◎	國井 総一郎	株式会社ノーリツ会長
2	会長代行 兼副会長◎	加藤 久雄	神戸市スポーツ協会
3	副会長	沼田 伸彦	株式会社サンテレビジョン顧問
4	常務理事	脇 郁博	神戸市スポーツ協会
5	理事	川畑 龍雄	神戸市体操協会理事長
6	理事	清見 昌功	神戸市サッカー協会専務理事
7	理事	小林 祐梨子	日本パラ陸上競技連盟理事
8	理事	坂元 美子	神戸女子大学健康福祉学部健康スポーツ栄養学科 准教授
9	理事	田淵 治男	神戸バレーボール協会会長
10	理事	常深 隼太郎	神戸市ラグビーフットボール協会副会長
11	理事	中川 一穂	神戸市剣道連盟会長
12	理事	新田 耕造	神戸市卓球協会会長
13	理事	平川 和文	神戸大学名誉教授
14	理事	藤江 久善	神戸市バドミントン協会会長
15	理事	正木 一央	神戸市陸上競技協会副会長
16	理事	森田 賢二	神戸市ソフトテニス連盟副会長兼理事長
17	理事	山口 泰雄	神戸大学名誉教授
18	監事	黒田 信男	兵庫県山岳連盟副会長
19	監事	高橋 信雄	税理士

◎ 代表理事

8 加盟団体一覧 (42団体)

令和5年7月1日現在

	加盟団体名
1	神戸市陸上競技協会
2	神戸軟式野球協会
3	神戸市ソフトテニス連盟
4	神戸市水泳協会
5	神戸市剣道連盟
6	一般社団法人神戸市サッカー協会
7	神戸市テニス協会
8	神戸市体操協会
9	神戸市ハンドボール協会
10	神戸バレーボール協会
11	神戸市弓道協会
12	神戸柔道協会
13	神戸市相撲連盟
14	神戸市卓球協会
15	神戸市バスケットボール協会
16	神戸市バドミントン協会
17	神戸市ソフトボール協会
18	神戸市なぎなた協会
19	神戸市スキー協会
20	一般社団法人神戸市漕艇連盟
21	神戸市ラクビーフットボール協会

	加盟団体名
22	神戸市レスリング協会
23	神戸市アマチュアボクシング協会
24	兵庫県山岳連盟神戸支部
25	兵庫県野球連盟
26	神戸市ホッケー協会
27	神戸市クレール射撃協会
28	神戸市スケート協会
29	兵庫県高等学校体育連盟 神戸支部
30	神戸市中学校体育連盟
31	神戸市ボウリング協会
32	神戸市アーチェリー協会
33	神戸市少林寺拳法協会
34	神戸市空手道連盟
35	神戸市ウエイトリフティング協会
36	神戸市綱引連盟
37	神戸市ライフル射撃協会
38	神戸銃剣道連盟
39	神戸市アイスホッケー協会
40	神戸市バトン協会
41	神戸市レクリエーション協会
42	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会

(参考) 神戸市レクリエーション協会 加盟団体 (10団体)

	団体名
1	神戸市民山の会
2	神戸フォークダンス協会
3	神戸投輪連盟
4	神戸レディース卓球連盟
5	神戸市民ラジオ体操の会

	団体名
6	神戸民踊研究会
7	神戸市生涯体育大学同窓会
8	神戸市レクリエーション指導者クラブ
9	神戸市グラウンド・ゴルフ協会
10	神戸ウオーキング協会

Ⅲ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市スポーツ協会と称し、Kobe Sport Association（略称 K S A）と英訳する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツ大会等の開催並びにスポーツに関する事業の実施及び支援
- (2) 国際級スポーツ大会等の誘致
- (3) スポーツに関する国際交流事業の実施及び支援
- (4) スポーツ指導者の養成
- (5) 神戸総合型地域スポーツクラブの育成
- (6) スポーツ医・科学に基づく健康・体力づくりの推進
- (7) スポーツに関する調査研究及び情報の提供
- (8) スポーツ関係団体等とのネットワークの形成及び連携
- (9) スポーツ功労者等の顕彰
- (10) 社会教育施設の管理運営その他教育に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第21条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 財産目録の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名又は 3 名

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を会長代行兼副会長、2 名以内を常務理事とする。

3 会長、会長代行兼副会長及び常務理事以外の理事のうち、2 名以内を副会長とすることができる。

4 第 2 項の会長及び会長代行兼副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び会長代行兼副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常務理事は、会長及び会長代行兼副会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、会長代行兼副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行兼副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、会長代行兼副会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(名誉会長及び顧問)

第 35 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長 1 名及び顧問 4 名以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 8 章 加盟団体

(加盟団体)

第 36 条 この法人は、次に掲げるものを加盟団体とする。

- (1) 神戸市におけるアマチュアスポーツを各競技別に統括する団体
- (2) 地域を代表する団体
- (3) 神戸市における学校体育団体
- (4) 神戸市におけるレクリエーションを統括する団体

(加盟)

第 37 条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、評議員会の決議を経て加盟することができる。

(会費)

第 38 条 加盟団体は、毎事業年度、理事会において別に定める会費を納めなければならない。

(退会等)

第 39 条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由書を付して、会長に退会届を提出しなければならない。

2 会長は、加盟団体が第 36 条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は次の各号のいずれかに該当するに至ったと認められるときは、評議員会において評議員現在数の 3 分の 2 以上の同意を経て、退会させることができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他退会させるべき正当な事由があるとき

(加盟団体連絡会)

第 40 条 協会の職務執行に対して、意見交換及び協議を行うことを目的に、加盟団体連絡会を設置する。

2 加盟団体連絡会は、理事とすべての加盟団体をもって構成する。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 41 条 この法人に賛助会員を置く。

2 賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

3 賛助会員の入退会及び会費に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）

第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 表孟宏 橋口秀志 植月正章 横関勇 正木一央 嶋中良治 小林茂幸 木村淳三
尼子邦之 佐藤由香里 大西睦雄 平川和文 岸本洋子 高井豊司 三谷弘光 木村光雄
藤原匠 吉田敦美
監事 神吉政明 青木節子 高橋信雄
- 4 この法人の最初の会長（代表理事）は表孟宏、会長代行兼副会長（代表理事）は橋口秀志、副会長（理事）は植月正章、常務理事は横関勇とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

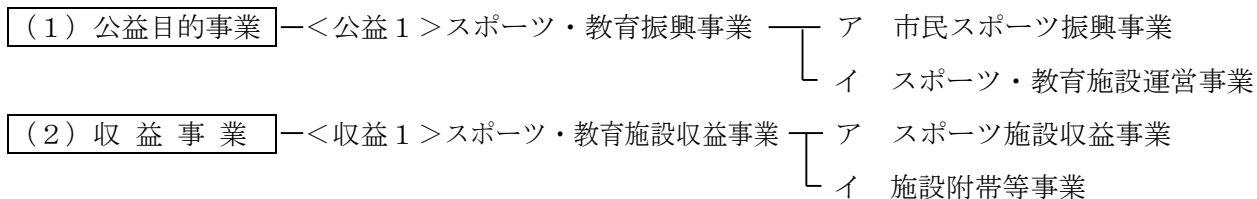
別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	神戸市債 2 億円

IV 令和4年度 事業報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

＜神戸市スポーツ協会の事業体系図＞



1 事業報告

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、業種別・競技団体別ガイドラインや国・県・市の指針に基づいた感染拡大防止対策を講じた上で、スポーツイベントや教室等を実施し、管理施設においても安全性を十分確保して管理運営に当たった。

コロナ禍に伴う厳しい経営環境下においても、持続的に事業を実施していくため、経費削減等の収支改善に取り組み、スポーツの振興に努めた。また、加盟団体のガバナンス向上に向けた取り組みを行った。

(1) 公益目的事業

＜公益1＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

a 市民スポーツ大会等開催事業

大会名	実施時期	参加者	概要
第63回神戸市民体育大会	4月9日～10月16日	17,621人	市内各競技施設で、陸上競技など22競技、37大会を実施
令和4年度神戸市総合スポーツ大会	8月5日～ 令和5年1月15日	10,167人	市内各競技施設で、陸上競技など14競技、21大会を実施
第31回六甲シティマラソン大会	1月29日	2,303人	六甲アイランド内特設コース(10km：日本陸連公認)において、男女28部門で開催
第26回しあわせ健康駅伝競走大会 神戸市小学生駅伝競走大会	12月4日	151人	ユニバー記念競技場と周辺で、小学校4～6年生の学年別男女混成による駅伝大会を開催
第54回神戸市家庭バレーボールまつり	5月17～20日	719人	王子スポーツセンター
第57回神戸市家庭バレーボール大会	10月5日・13日	229人	王子スポーツセンター(予選リーグ)中央体育館(決勝トーナメント)

b ファミリーウォーキング等

① ファミリーウォーキング

誰もが参加できる健康増進の事業として、10km程度のコースで市内の名所や史跡を巡るファミリーウォーキングを開催した。（5回開催 519人参加）

② 市民の山 六甲山ハイクを楽しもう！

参加者の健康増進を図るとともに、六甲山の歴史や安全登山について学ぶことができるハイキングイベントを企画した。

（令和5年3月26日悪天候のため当日中止 ※定員50人 応募数132人）

c スポーツイベント支援事業

① 各種スポーツイベント誘致支援

日本スポーツ協会加盟団体や兵庫県スポーツ協会加盟団体等との連携のもと、市民に夢や感動を届ける全国級・日本リーグ級のスポーツイベントの誘致支援に努め、大会実行委員会への参加、大会運営経費の助成、広報等による開催の支援を行った。

（主なスポーツイベント）

全国級イベント 全農杯2022年全日本卓球選手権大会（ホープス・カブ・バンビの部）など

日本リーグ級イベント 2022-23 V.LEAGUE DIVISION1 WOMEN 神戸大会 など

② 神戸マラソン支援事業

加盟団体の協力を得て約450人の大会ボランティア（走路要員等）を動員して沿道での安全確保等や、ランニング関連イベントを行った。

・中央体育館ランニングクリニックの開催（参加者99人）

・神戸マラソンオフィシャルイベント「ランニング教室」の開催（参加者79人）

d 加盟団体等助成事業

加盟競技団体、神戸市レクリエーション協会等の活動支援を目的とした助成を行うとともに、競技力向上を目指して行う強化練習に対する助成を行った。

令和4年度は、これに加えて各加盟団体がガバナンスコードセルフチェックシートに基づく自己説明・公表を年度内に実施できるよう加盟団体連絡会等を通じて説明や講演会を行った他、協会ホームページ内に加盟団体専用ページを設置（協会からのお知らせや助成に関する情報を掲載）した。

e その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

トップアスリートによるラグビー体験教室、バスケットボール教室、スケートボード体験教室、バレーボール教室、ランニング教室、水泳教室、フリースタイルフットボール教室、サッカー教室、フットサル教室を開催した。

（合計10教室 564人 親子28組）

② スポーツ協会表彰の実施

スポーツ協会表彰規程に基づき、令和5年3月8日に表彰式を実施した。

内 容 運営功労賞（19人）、優秀指導者賞（6人）、優秀団体賞（6団体）、
優秀選手賞（3人）、

その他 アンドレス イニエスタ ルハン氏への感謝状の贈呈を同日実施。

表彰式典実施後に加盟団体向けコンプライアンス研修を実施。

③ 情報提供事業

情報誌「スポ協つうしん」、子ども向け情報誌「スポ協つうしんジュニア」及び機関誌「神戸体育」の発行、ホームページでの情報提供等を行った。

④ 市民への観戦機会の提供

ヴィッセル神戸、久光スプリングス、INAC神戸レオネッサ、コベルコ神戸スティーラーズ、エレコム神戸ファイニーズ、アルコ神戸、デウソン神戸の市民観戦会を行った。

(合計8回 7,048人)

また、ホームページ上での各チームの試合日程の掲載や、各施設にポスターの掲出及びチラシの配布などを行い、情報発信によるPRを実施した。

⑤ 基礎体力向上のための取組み

「小学生かけっこ教室」、「走り方教室」を開催した。(合計3回 110人 親子29組)

⑥ 様々なスポーツを体験する機会の提供

加盟団体と連携し、「KOBEボート教室」や「スポーツクライミング体験会」、「新体操体験会」等を開催した。さらに、新たな取組みとして、ニュースポーツである「フレスコボール親子体験会」を実施した。(合計5回 264人)

⑦ 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会への支援

「スポ協つうしん」やスポーツ施設のデジタルサイネージで、大会の関連情報を発信した。また、大会組織委員会へ当協会職員を派遣するなど運営協力を行った。

イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

① スポーツ施設

指定管理者として、表の7スポーツ施設(王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター、中央体育館、東灘体育館、須磨体育館、垂水体育館、西体育館)の管理運営を実施し、利用者サービスの向上に努めた。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の閉館や利用制限がほぼ解除される中、感染症対策を継続しながら施設の管理運営に取り組み、令和3年度との比較で利用人数は増加した。

施設名	利用人数		増減	増減率	備考 (共同企画事業者)
	令和3年度	令和4年度			
王子スポーツセンター	235,888人	328,673人	92,785人	39.3%	(株)加藤商会・アシックススポーツファシリティーズ(株)
ポートアイランドスポーツセンター	181,105人	239,646人	58,541人	32.3%	(株)加藤商会・アシックススポーツファシリティーズ(株)
中央体育館	136,142人	172,563人	36,421人	26.8%	アシックススポーツファシリティーズ(株)
東灘体育館	58,871人	62,274人	3,403人	5.8%	(公財)神戸YMCA・アシックススポーツファシリティーズ(株)
須磨体育館	50,215人	56,215人	6,000人	11.9%	(公財)神戸YMCA・アシックススポーツファシリティーズ(株)
垂水体育館	60,147人	130,353人	70,206人	116.7%	(公財)神戸YMCA・アシックススポーツファシリティーズ(株)
西体育館	64,367人	106,245人	41,878人	65.1%	(公財)神戸YMCA・アシックススポーツファシリティーズ(株)
合計	786,735人	1,095,969人	309,234人	39.3%	

※利用人数には、大会観覧者数を含む。

② 社会教育施設

指定管理者として、生涯学習支援センター（コムスタこうべ）の管理運営を実施し、神戸市老眼大学の開催や生涯学習市民講師登録制度の運用により、利用者の生涯学習活動を支援した。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の閉館や利用制限がほぼ解除される中、感染症対策を継続しながら施設の管理運営に取り組み、令和3年度との比較で利用人数は若干増加した。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和3年度	令和4年度		
生涯学習支援センター	282,297人	288,416人	6,119人	2.2%

b 施設スポーツ振興事業

指定管理施設を中心として、利用者をはじめ、多くの市民を対象として身近にスポーツを親しめる様々なイベントを実施した。

① 神戸総合型地域スポーツクラブ育成支援事業の実施

王子スポーツセンター・中央体育館・4地区体育館による地域スポーツクラブの育成支援を実施した。

② 中央体育館トレーニングルーム運営事業（利用人数 15,353人）

③ スポーツ体験フェア 2022 の開催（参加者 500人）

④ ウィンターフェスティバルの開催

ポートアイランドスポーツセンターにおいて、スケートの一般利用開始のイベントとして無料自由滑走・温水プール無料開放を実施した。（参加者481人）

⑤ 大学連携事業

・神戸親和女子大学とコラボした学生主導のスポーツ教室「チャレンジサマースクール」を開催（参加者 107人）

・市内 12 大学（流通科学大学、神戸薬科大学等）と連携し、健康・文化・歴史などをテーマとしたバラエティ豊かな講義「こうべ生涯学習カレッジ」を開催（参加者 113人）

⑥ その他スポーツ振興事業

・西区ふるさとウォーキングの開催

・がんばれ神戸っ子ドッジボール交流大会代替イベントの開催（参加者 102人）

・パラ&ニュースポーツ体験会の開催

・スポーツ指導者等を対象とした「市民スポーツセミナー」の開催

c スポーツ教室等事業

球技などの一般教室に加え、子どもの体力づくりや親子のふれあいを目的とする体操教室や、中高年の健康づくりを支援する運動教室などを開催した。

（7スポーツ施設 合計 204 教室 14,827人 親子 215組）

(2) 収益事業

<収益1>スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行った。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の閉館や利用制限がほぼ解除される中、主催者へ感染症対策の徹底を求め安全性を確保した上で管理運営に取り組みつつ、イベント誘致に努め、令和3年度との比較で利用人数は大幅に増加した。

施設名	利用日数		増減	増減率	備考 (共同企画事業者)
	令和3年度	令和4年度			
ワールド記念ホール	86日	168日	82日	95.3%	(株)神戸国際会館・アシックススポーツファシリティーズ(株)

b レディースフットボールセンター推進事業

I N A C神戸レオネッサや女子サッカーチームの練習拠点として、女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」において、兵庫県サッカー協会とともに管理運営を行った。

協会主催の「I N A C神戸キッズサッカー教室」を年間通して開催するとともに、I N A C神戸レオネッサのトップチーム選手を講師としたサッカー教室を開催したほか、女子クラスが設けられたイニエスタメソドロジー（サッカーアカデミー）の開催に協力した。また、六甲アイランド小学校の6年生の活動として利用してもらうなど、地域振興にも貢献した。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和3年度	令和4年度		
神戸レディースフットボールセンター	52,483人	54,148人	1,665人	3.1%

※利用人数には、大会観覧者数を含む

イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター及び中央体育館、神戸レディースフットボールセンターでの駐車場の運営事業を行った。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出し、ワールド記念ホールでの施設利用に関する附属設備・備品等の貸出しを行った。また、各施設において自動販売機の事業等を行った。

2 事業別収支計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(単位:円)

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
経常収益の部	1,453,879,372	経常費用の部	1,422,952,794
公益目的事業	973,134,426	公益目的事業	1,033,870,427
(公1) スポーツ・教育振興事業	973,134,426	(公1) スポーツ・教育振興事業	1,033,870,427
市民スポーツ振興事業	91,912,918	市民スポーツ振興事業	130,329,829
スポーツ・教育施設運営事業	877,395,508	スポーツ・教育施設運営事業	903,540,598
スポーツ・教育振興事業共通	3,826,000	スポーツ・教育振興事業共通	0
収益事業	452,461,239	収益事業	362,918,799
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	452,461,239	(収1) スポーツ・教育施設収益事業	362,918,799
スポーツ施設収益事業	369,476,039	スポーツ施設収益事業	315,663,561
施設附帯等事業	82,985,200	施設附帯等事業	47,255,238
法人会計	28,283,707	法人会計	26,163,568
経常外収益の部	1,250,582	経常外費用の部	347,367
収益合計	1,455,129,954	費用合計	1,423,300,161
		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	31,829,793
※ 神戸市からの収入		法人税・住民税及び事業税 (B)	322,000
(1) 補助金 64,744千円		当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	31,507,793
(2) 負担金 1,808千円			
(3) 受託料等 725,393千円			

3 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（単位：円）

科 目	公益目的事業	収益事業等会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	3,826,000	0	0	3,826,000
受取会費	420,000	0	0	420,000
事業収益	884,334,427	446,574,232	28,273,798	1,359,182,457
受取負担金	1,808,400	3,539,283	0	5,347,683
受取補助金等	76,783,618	0	0	76,783,618
受取寄付金	0	798,946	0	798,946
過年度収益	28,126	0	0	28,126
雑収益	5,933,855	1,548,778	9,909	7,492,542
経常収益計	973,134,426	452,461,239	28,283,707	1,453,879,372
(2) 経常費用				
事業費	1,033,870,427	362,918,799	0	1,396,789,226
管理費	0	0	26,163,568	26,163,568
経常費用計	1,033,870,427	362,918,799	26,163,568	1,422,952,794
当期経常増減額	△ 60,736,001	89,542,440	2,120,139	30,926,578
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	1,250,582	0	0	1,250,582
(2) 経常外費用				
経常外費用計	73,113	1	274,253	347,367
当期経常外増減額	1,177,469	△ 1	△ 274,253	903,215
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 59,558,532	89,542,439	1,845,886	31,829,793
他会計振替額	41,372,264	△ 41,372,264	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 18,186,268	48,170,175	1,845,886	31,829,793
法人税・住民税及び事業税	0	322,000	0	322,000
当期一般正味財産増減額	△ 18,186,268	47,848,175	1,845,886	31,507,793
一般正味財産期首残高	-	-	-	635,407,187
一般正味財産期末残高	-	-	-	666,914,980
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	△ 4,338,229	0	△ 4,338,229
当期指定正味財産増減額	0	△ 4,338,229	0	△ 4,338,229
指定正味財産期首残高	-	-	-	246,900,824
指定正味財産期末残高	-	-	-	242,562,595
当期正味財産増減額	△ 18,186,268	43,509,946	1,845,886	27,169,564
正味財産期首残高	-	-	-	882,308,011
III 正味財産期末残高	-	-	-	909,477,575

4 貸借対照表

令和5年3月31日現在（単位：円）

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	363,091,840	未払金	155,050,895
未収金	80,422,055	前受金	31,806,323
前払金	246,800	未払法人税等	322,000
前払費用	5,884,953	未払消費税等	13,917,000
流動資産合計	449,645,648	預り金	19,688,930
2. 固定資産		賞与引当金	9,045,077
(1) 基本財産		流動負債合計	229,830,225
投資有価証券	200,000,000	2. 固定負債	
基本財産合計	200,000,000	退職給付引当金	62,069,501
(2) 特定資産		固定負債合計	62,069,501
退職給付引当資産	62,069,501	負債合計	291,899,726
減価償却引当資産	203,660,641	III 正味財産の部	
特定準備資産	100,000,000	1. 指定正味財産	
市民スポーツ振興事業準備資金	30,000,000	出捐金	200,000,000
建物	32,668,381	（うち基本財産への充当額）	(200,000,000)
構築物	34,184,568	受取補助金等	34,922,236
什器備品	1	（うち特定資産への充当額）	(34,922,236)
特定資産合計	462,583,092	受取寄附金	7,640,359
(3) その他固定資産		（うち特定資産への充当額）	(7,640,359)
建物	1,552,733	指定正味財産合計額	242,562,595
構築物	83,371,397	2. 一般正味財産	666,914,980
車輛運搬具	3	（うち特定資産への充当額）	(357,950,996)
什器備品	1,762,574	正味財産合計	909,477,575
ソフトウェア	0		
機械・装置	2,123,574		
水道施設利用権	160,110		
敷金・保証金	150,000		
預託金	28,170		
その他固定資産合計	89,148,561		
固定資産合計	751,731,653		
資産合計	1,201,377,301	負債及び正味財産合計	1,201,377,301

(特定資産)

(その他固定資産)

建物減価償却累計額	17,914,917	建物減価償却累計額	5,374,660
構築物減価償却累計額	67,378,179	構築物減価償却累計額	183,791,593
什器備品減価償却累計額	3,464,999	車輛運搬具減価償却累計額	4,788,974
		什器備品減価償却累計額	26,298,877
		機械・装置減価償却累計額	7,738,681

5 財産目録

令和5年3月31日現在 (単位:円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金		未払金	155,050,895
小口現金等	2,081,006	前受金	
普通預貯金		ワールド記念ホール利用料金等	31,806,323
三井住友・みなと・ゆうちょ銀行等	361,010,834	未払法人税等	322,000
未収金 (利用料金等)	80,422,055	未払消費税等	13,917,000
前払金 (令和5年度契約費用)	246,800	預り金	
前払費用 (令和5年度保険料等)	5,884,953	神戸市歳入金他	19,688,930
流動資産合計	449,645,648	賞与引当金	9,045,077
2. 固定資産		流動負債合計	229,830,225
(1) 基本財産		2. 固定負債	
投資有価証券		退職給付引当金	62,069,501
神戸市公募公債	200,000,000	固定負債合計	62,069,501
基本財産合計	200,000,000	負債合計	291,899,726
(2) 特定資産		III 正味財産の部	909,477,575
退職給付引当資産			
三井住友銀行	62,069,501		
減価償却引当資産			
三井住友銀行	203,660,641		
特定準備資産			
三井住友銀行	100,000,000		
市民スポーツ振興事業準備資金			
三井住友銀行	30,000,000		
建物	32,668,381		
構築物	34,184,568		
什器備品	1		
特定資産合計	462,583,092		
(3) その他固定資産			
建物	1,552,733		
構築物			
王子駐車場, 神戸LFC人工芝等	83,371,397		
車輛運搬具 3台	3		
什器備品	1,762,574		
ソフトウェア	0		
機械・装置	2,123,574		
水道施設利用権	160,110		
敷金・保証金	150,000		
預託金	28,170		
その他固定資産合計	89,148,561		
固定資産合計	751,731,653		
資産合計	1,201,377,301		

6 事業別収入明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（単位：円）

事業	合計	内訳			
		事業収入	負担金・ 補助金収入	寄付金・ 協賛金収入	その他収入
経常増減の部	1,453,879,372	1,359,182,457	82,131,301	2,035,309	10,530,305
公益目的事業	973,134,426	884,334,427	78,592,018	1,236,363	8,971,618
(公1) スポーツ・教育振興事業	973,134,426	884,334,427	78,592,018	1,236,363	8,971,618
市民スポーツ振興事業	91,912,918	7,661,997	78,592,018	1,236,363	4,422,540
スポーツ・教育施設運営事業	877,395,508	876,672,430	0	0	723,078
スポーツ・教育振興事業共通	3,826,000	0	0	0	3,826,000
収益事業	452,461,239	446,574,232	3,539,283	798,946	1,548,778
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	452,461,239	446,574,232	3,539,283	798,946	1,548,778
スポーツ施設収益事業	369,476,039	363,624,034	3,539,283	798,946	1,513,776
施設附帯等事業	82,985,200	82,950,198	0	0	35,002
法人会計	28,283,707	28,273,798	0	0	9,909
経常外増減の部	1,250,582	0	0	0	1,250,582
当期収入合計	1,455,129,954	1,359,182,457	82,131,301	2,035,309	11,780,887

7 事業別支出明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(単位:円)

事業	合計	内訳		
		人件費	物件費	減価償却費
経常増減の部	1,422,952,794	239,535,697	1,164,521,108	18,895,989
公益目的事業	1,033,870,427	198,580,267	833,480,574	1,809,586
(公1) スポーツ・教育振興事業	1,033,870,427	198,580,267	833,480,574	1,809,586
市民スポーツ振興事業	130,329,829	45,574,455	84,483,016	272,358
スポーツ・教育施設運営事業	903,540,598	153,005,812	748,997,558	1,537,228
スポーツ・教育振興事業共通	0	0	0	0
収益事業	362,918,799	26,920,061	319,023,657	16,975,081
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	362,918,799	26,920,061	319,023,657	16,975,081
スポーツ施設収益事業	315,663,561	23,231,861	279,735,741	12,695,959
施設附帯等事業	47,255,238	3,688,200	39,287,916	4,279,122
法人会計	26,163,568	14,035,369	12,016,877	111,322
経常外増減の部	347,367	0	347,367	0
小計(税引前当期支出額)	1,423,300,161	239,535,697	1,164,868,475	18,895,989
法人税・住民税及び事業税	322,000	0	322,000	0
当期支出合計	1,423,622,161	239,535,697	1,165,190,475	18,895,989

8 財務状況の推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	3 → 4増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	△ 140,606	△ 39,634	30,927	70,561
		経常収益	1,001,213	1,166,744	1,453,880	287,136
		うち公益	814,616	868,756	973,135	104,379
		うち公益以外	186,597	297,988	480,745	182,757
		経常費用	1,141,819	1,206,378	1,422,953	216,575
		うち事業費(公益)	850,609	907,531	1,033,871	126,340
		うち事業費(公益以外)	249,455	275,008	362,919	87,911
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	41,755	23,839	26,163	2,324
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	△ 445	△ 658	903	1,561	
	経常外収益	246	4	1,250	1,246	
	経常外費用	691	662	347	△ 315	
	法人税・住民税及び事業税	322	322	322	0	
	当期一般正味財産増減額	△ 141,373	△ 40,614	31,508	72,122	
	一般正味財産期首残高	817,394	676,021	635,407	△ 40,614	
	一般正味財産期末残高	676,021	635,407	666,915	31,508	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	△ 5,270	△ 4,758	△ 4,339	419
指定正味財産増加額		0	0	0	0	
指定正味財産減少額		5,270	4,758	4,339	△ 419	
うち一般正味財産への振替額		△ 5,270	△ 4,758	△ 4,339	419	
指定正味財産期首残高		256,929	251,659	246,901	△ 4,758	
指定正味財産期末残高		251,659	246,901	242,562	△ 4,339	
正味財産期首残高	1,074,323	927,680	882,308	△ 45,372		
当期正味財産増減	△ 146,643	△ 45,372	27,169	72,541		
正味財産期末残高	927,680	882,308	909,477	27,169		
貸借対照表(B/S)	資産合計	1,139,628	1,127,890	1,201,377	73,487	
	流動資産	382,797	401,048	449,645	48,597	
	固定資産	756,831	726,842	751,732	24,890	
	うち建物	38,174	36,179	34,221	△ 1,958	
	負債合計	211,948	245,583	291,900	46,317	
	流動負債	137,064	188,490	229,830	41,340	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	74,884	57,093	62,070	4,977	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	927,680	882,308	909,477	27,169	
指定正味財産	251,659	246,901	242,562	△ 4,339		
一般正味財産	676,021	635,407	666,915	31,508		

V 令和5年度 事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 事業計画

当協会では、すべての世代の神戸市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに親しみ、余暇の充実と健康の維持ができるスポーツ環境を提供するため、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする第5期中期経営計画に基づき、地域振興や社会貢献といった公益目的事業を着実に推進していく。

令和5年度では、ポストコロナ時代においてスポーツが求められている役割を果たしていくため、加盟団体等と連携したスポーツ教室を実施するとともに、ニュースポーツを含めた体験会などを実施する。また、健全経営を維持していくため、経費削減等の収支改善や事業見直しを行う。

「スポーツ振興事業」においては、市民参加型スポーツ大会の実施や、全国級・日本リーグ級のスポーツイベントの開催を支援するほか、オリンピックやトップアスリートとの交流の場を設け、神戸を担う子どもたちの夢と希望を育む。

また、「生涯学習振興事業」として、市民が自ら学べる学習環境づくりとして、自主学習グループの立ち上げ支援や学習する市民の相互交流の促進を図るとともに、生涯学習支援センターを中心に協会管理施設との交流・連携を進めるとともに、関係機関とも連携を図る。

「指定管理施設等の運営」においては、スポーツや生涯学習に加え、文化・子育てなどの視点を加えた市民の幅広い活動拠点となるよう取り組む。

(1) 公益目的事業

<公益1>スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

a 市民スポーツ大会等開催事業

市民皆スポーツを目指し、市民のスポーツ参加を促進するため、市民向けスポーツ大会及びレクリエーション事業を実施する。

大会・イベント名	実施予定時期	概要・場所
第64回神戸市民体育大会	4月9日～10月1日	市内各競技施設で、陸上競技など22競技を実施
令和5年度神戸市総合スポーツ大会	8月2日～令和6年1月21日	市内各競技施設で、ソフトテニスなど16競技を区対抗等で実施
第29回神戸市長杯 しあわせ健康駅伝競走大会 (第27回神戸市小学生駅伝競走大会)	12月3日	ユニバー記念競技場と周回路で、小学校4～6年生の学年別男女混成による駅伝大会を開催
第55回神戸市家庭バレーボールまつり	5月16～19日	王子スポーツセンター
第58回神戸市家庭バレーボール大会	10月3日・12日	王子スポーツセンター 中央体育館
第19回都市間交流スポーツ 神戸大会	6月24日～7月16日	市内各競技施設等で、ソフトテニスなど9競技
ファミリーウォーキング	4月2日・7月2日・11月5日・令和6年1月7日	市内各所
KOBE ウォーキングツーリズム	10月1日	東遊園地～布引の滝～新神戸駅～北野異人館～トアロード～メリケンパーク～南京町
市民の山 六甲山ハイクを楽しもう!	10月22日(予定)	六甲ケーブル下～油コブシ～記念碑台～六甲ビジターセンター

※六甲シティマラソン大会は、走路の一部で工事が予定されており、コース変更等も検討したが運営面での課題を考慮し休止する。

b スポーツイベント支援事業

① 各種スポーツイベント誘致支援

日本スポーツ協会加盟団体や兵庫県スポーツ協会加盟団体等との連携の下、市民に夢や感動を届ける全国級・日本リーグ級のスポーツイベントの誘致に努め、大会実行委員会への参加、大会運営経費の助成、広報等により開催を支援する。

② 神戸マラソン支援事業

市と連携しながら継続して協力・支援を行うとともに、ランニング関連イベントを行う。

c 加盟団体等助成事業

加盟競技団体、神戸市レクリエーション協会の運営を支援する。また、競技力向上を目指して行う強化練習に対する支援を行う。また、加盟団体の適正なガバナンスを確保するため、コンプライアンスに関する研修を開催するなど継続して支援を行う。

d その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

神戸を拠点として活躍するトップチームや、オリンピックに出場したトップアスリートと子どもたちとの交流の場を設け、スポーツに対する関心を高め、夢と希望を育むとともに、スポーツに親しむきっかけづくりとする。

② スポーツ協会表彰の実施

スポーツ協会表彰規程に基づき、スポーツの振興に功績のあった方々を表彰する。

③ 情報提供事業

子ども向け情報誌「スポ協つうしんジュニア」や機関誌「神戸体育」の発行、ホームページでの情報提供等により、協会事業やスポーツ情報を積極的に広報し、幅広い情報を的確に提供する。

④ 市民への観戦機会の提供

ヴィッセル神戸の観戦会をはじめとして、INAC神戸レオネッサ、コベルコ神戸スティーラーズなど市内のトップチームの観戦会を実施し、レベルの高いスポーツイベントに接する機会を市民に提供する。

⑤ 基礎体力向上のための取組み

子どもたちの体力低下対策の一つとして、各種スポーツに欠かせない走る力の向上のための「小学生かけっこ教室」「走り方教室」を開催する。

⑥ 様々なスポーツを体験する機会の提供

子どもたちにニュースポーツも含め多様なスポーツに触れあう機会を提供するとともに、競技者のすそ野を広げるための取組みとして、加盟団体等と連携し、スポーツ教室や体験会を実施する。

⑦ 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会への支援

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会の運営支援を行うとともに、大会関連情報の発信を行う。

イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

指定管理者として、王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター及び生涯学習支援センターの管理運営を行う。

b 施設スポーツ振興事業

指定管理施設を中心に、利用者をはじめ、多くの市民を対象とした身近にスポーツに親しめる、様々なイベントを実施する。

- ① 「神戸総合型地域スポーツクラブ」育成支援事業の実施
灘区及び中央区の地域スポーツクラブの運営支援や、全市連絡協議会が主催する「KOBE あじさいフェスタ」や「全市交流大会」の実行委員会事務局を担うなど、王子スポーツセンターによる育成支援策を展開する。
 - ② 王子スポーツセンター事業
「スポーツの日」に大人から子どもまでが楽しむことのできるスポーツイベントや、夏休みに子どもが苦手なスポーツ種目の克服を目指す「チャレンジサマースクール」を開催する。また、新たな利用者層の開拓のための取り組みとして、開館時間延長の試行や、競技用具のレンタルなどを実施する。
 - ③ ポートアイランドスポーツセンター事業
スケート教室などのイベント「ウィンターフェスティバル」やオリンピックによる水泳教室を開催し、アイススケートと水泳の普及・振興を図る。また、スポーツ実施率向上の一環として、飛込プールで SUP（スタンドアップパドル）体験会を開催するほか、授乳室の設置など、子育て世代の利用促進のための環境整備を進める。
 - ④ その他スポーツ振興事業
 - ・パラスポーツやフレイル予防につながる体験会等を実施する。
 - ・安全、安心なスポーツ活動を確保するため、熱中症予防などをテーマとするスポーツ安全講習会を開催する。
 - ・トップアスリートによる、初・中級者を対象にしたランニング教室を開催する。
- c スポーツ教室等事業**
市民の健康づくりや、スポーツ・文化に親しむ機会を提供するため、各施設においてスポーツ教室等を開催する。「子どもの体力づくり」や「中高年齢者のフレイル予防や健康づくり」を支援するスポーツ教室にも取り組む。（3 スポーツ施設 合計 105 教室 定員 7,713 人）

(2) 収益事業

<収益 1> スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行う。

b レディースフットボールセンター推進事業

協会の自主事業として、INAC神戸レオネッサや女子サッカーチームの練習拠点として女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」の管理運営を兵庫県サッカー協会とともに行う。

新たに神戸市出身である元サッカー日本代表の永島昭浩氏をアドバイザーに招聘し、同センターの認知度向上や女子サッカー促進などを図る。

また、神戸市で開催される全日本高等学校女子サッカー選手権大会の出場チームの練習利用や、六甲アイランド高校をはじめとする女子サッカー部の練習場所としての利用など、女子サッカーの普及・振興に努める。

さらに地域貢献としては、六甲アイランド内の小中学校に、校外学習やスポーツ交流の場を提供する。

今年度は、練習グラウンドの人工芝張替えや新たな教室活動を実施する。

イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター、中央体育館、神戸レディースフットボールセンターでの駐車場の運営事業を行う。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出し、ワールド記念ホールにおける備品貸出し、各施設において自動販売機の事業等を行う。

2 経営改善の取組み

当協会では、「すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会」を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的として活動している。

公益財団法人として、公益目的事業を持続的に実施していくために、限られた経営資源の中で効果的・効率的に事業運営を行い、継続的に経営改善に取り組んでいく必要があると考えている。

1. これまで行ってきた主な経営改善策

- ① 前中期経営計画（平成30年度～令和4年度）において、スポーツ振興事業、指定管理施設の運営といった各事業を実施するとともに、PDCAサイクルによる検証と実践を進め、概ね目標は達成できた。
- ② 女子サッカーの振興・普及、六甲アイランドの地域振興を目的に、協会の自主事業として、平成24年11月に日本初となる女子優先のサッカー場「神戸レディースフットボールセンター」を開設し、積極的に利用拡大に努め、将来の経営基盤の強化への道筋とした。
- ③ 指定管理事業において、利用者が安心して利用できる満足度の高い施設づくりを基本に、サービスの提供や地域との連携事業を行った結果、令和5年度から、引き続き4施設の管理者として選定された。
- ④ 平成18年度から令和5年度までの指定管理期間中において、市派遣職員21名を削減するとともに、総人件費の圧縮も図った。
- ⑤ これまで以上に外部の意見を取り入れ、より活発な議論を促すため、理事会・評議員会を再編し、協会経営のガバナンスの強化を図った。
- ⑥ これまでの取り組み実績と神戸市の動向や協会を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、令和5年度から令和9年度を計画期間とする新たな中期経営計画を策定した。

2. 令和5年度における経営改善策

神戸市が提示したミッションを踏まえ策定した第5期中期経営計画(令和5年度～9年度)に基づき、神戸市や加盟団体等関係機関と連携して以下の経営改善を進めて行く。

- ① スポーツイベントの開催時には、企業へ協賛金を求めるなど、外部資金の導入や収入確保に努めるとともに、経費節減、状況に応じた予算の執行留保等に取り組み、健全経営の維持に努める。
- ② スポーツ教室受講のWEB申込などICT化の取り組みを進める。
- ③ 令和4年度決算において、特定資産に市民スポーツ振興事業準備資金として、3,000万円の積立を行い、今後、収益事業の収益が減少した際に公益目的事業を持続的に実施するための資金を確保。
- ④ 神戸市への職務研修派遣など職員研修の充実、また外部人材の活用を行い、人的体制の強化・充実に取り組む。

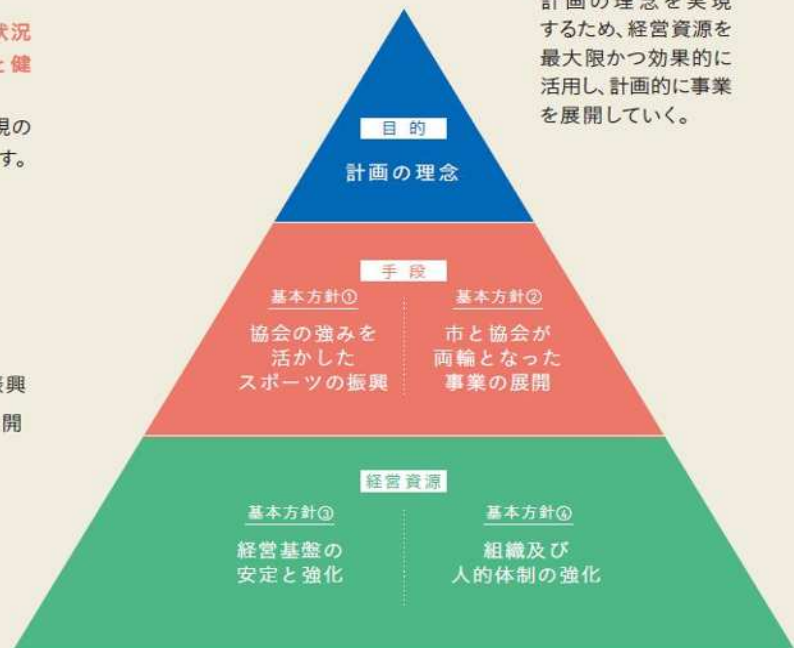
第5期中期経営計画

神戸市スポーツ協会は、
 「すべての世代の神戸市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに親しみ、余暇の充実と健康の維持ができるスポーツ環境の提供」
 を、第5期中期経営計画の理念とし、その実現のため、4つの基本方針に沿って事業を進めます。

計画の理念を実現するため、経営資源を最大限かつ効果的に活用し、計画的に事業を展開していく。

基本方針

- ① 協会の強みを活かしたスポーツの振興
- ② 市と協会が両輪となった事業の展開
- ③ 経営基盤の安定と強化
- ④ 組織及び人的体制の強化



基本方針1 協会の強みを活かしたスポーツの振興

目標 協会関連事業の参加者数の令和3年度比25%増を目指します。

基本方針2 市と協会が両輪となった事業の展開

目標 神戸市の外郭団体として、市のスポーツ行政の方針に沿って役割分担をし、市政や社会の課題に対応したスポーツ振興に取り組みます。

基本方針3 経営基盤の安定と強化

目標 事務事業の見直し、収益事業における利益の確保等により、経営基盤を安定・強化することで、計画期間内の経常比率100%以上を目指します。

基本方針4 組織及び人的体制の強化

目標 組織及び人的体制の強化・見直しに取り組むとともに、人材育成を進め、事業運営に最適な職員体制を敷きます。

3 事業別収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(単位:千円)

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
公益目的事業	605,455	公益目的事業	704,253
(公1) スポーツ・教育振興事業	605,455	(公1) スポーツ・教育振興事業	704,253
市民スポーツ振興事業	44,641	市民スポーツ振興事業	116,614
スポーツ・教育施設運営事業	556,988	スポーツ・教育施設運営事業	587,639
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	スポーツ・教育振興事業共通	0
収益事業	444,174	収益事業	349,778
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	444,174	(収1) スポーツ・教育施設収益事業	349,778
スポーツ施設収益事業	359,967	スポーツ施設収益事業	296,912
施設附帯等事業	84,207	施設附帯等事業	52,866
法人会計	19,466	法人会計	31,497
収益合計	1,069,095	費用合計	1,085,528
		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	△ 16,433
※ 神戸市からの収入		法人税・住民税及び事業税 (B)	322
(1) 補助金 33,000千円		当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	△ 16,755
(2) 負担金 0千円			
(3) 受託料等 454,493千円			

4 予定正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(単位:千円)

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	3,826	
受取会費	420	
事業収益	1,017,396	
受取負担金	0	
受取補助金等	41,303	
受取寄付金	538	
雑収益	5,612	
経常収益 計		1,069,095
(2) 経常費用		
事業費	1,054,031	
管理費	31,497	
経常費用 計		1,085,528
当期経常増減額		△ 16,433
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減額		0
税引前当期一般正味財産増減額		△ 16,433
法人税、住民税及び事業税		322
当期一般正味財産増減額		△ 16,755
一般正味財産期首残高		666,915
一般正味財産期末残高		650,160
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		0
受取寄付金		0
一般正味財産への振替額		△ 4,001
当期指定正味財産増減額		△ 4,001
指定正味財産期首残高		242,562
指定正味財産期末残高		238,561
当期正味財産増減額		△ 20,756
正味財産期首残高		909,477
III 正味財産期末残高		888,721

5 予定貸借対照表

令和6年3月31日現在(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	318,492	未払金	155,051
未収金	80,422	前受金	31,806
前払金	247	未払法人税等	322
前払費用	5,885	未払消費税等	13,917
流動資産合計	405,046	預り金	19,689
2. 固定資産		賞与引当金	8,531
(1)基本財産		流動負債合計	229,316
投資有価証券	200,000	2. 固定負債	
基本財産合計	200,000	退職給付引当金	32,980
(2)特定資産		固定負債合計	32,980
退職給付引当資産	32,980	負債合計	262,296
減価償却引当資産	213,847	III 正味財産の部	
特定準備資産	100,000	1. 指定正味財産	
市民スポーツ振興事業準備資金	60,000	出捐金	200,000
建物	30,949	(うち基本財産への充当額)	(200,000)
構築物	30,492	受取補助金等	31,459
什器備品	1	(うち特定資産への充当額)	(31,459)
特定資産合計	468,269	受取寄附金	7,102
(3)その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(7,102)
建物	1,336	指定正味財産合計額	238,561
構築物	73,433	2. 一般正味財産	650,160
什器備品	933	(うち特定資産への充当額)	(396,728)
機械・装置	1,698	正味財産合計	888,721
水道施設利用権	124		
敷金・保証金	150		
預託金	28		
その他固定資産合計	77,702		
固定資産合計	745,971		
資産合計	1,151,017	負債及び正味財産合計	1,151,017

(特定資産)

建物減価償却累計額	19,635
構築物減価償却累計額	71,071
什器備品減価償却累計額	3,465

(その他固定資産)

建物減価償却累計額	5,592
構築物減価償却累計額	193,730
車輛運搬具減価償却累計額	4,789
什器備品減価償却累計額	27,056
機械・装置減価償却累計額	8,164

6 事業別予定収入明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(単位:千円)

科 目	合計	内訳			
		事業収入	負担金・ 補助金収入	寄付金・ 協賛金収入	その他収入
公益目的事業	605,455	558,991	37,840	0	8,624
(公1) スポーツ・教育振興事業	605,455	558,991	37,840	0	8,624
市民スポーツ振興事業	44,641	2,359	37,840	0	4,442
スポーツ・教育施設運営事業	556,988	556,632	0	0	356
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	0	0	0	3,826
収益事業	444,174	438,939	3,463	538	1,234
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	444,174	438,939	3,463	538	1,234
スポーツ施設収益事業	359,967	354,732	3,463	538	1,234
施設附帯等事業	84,207	84,207	0	0	0
法人会計	19,466	19,466	0	0	0
当期収入合計	1,069,095	1,017,396	41,303	538	9,858

7 事業別予定支出明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(単位:千円)

科 目	合計	内訳		
		人件費	物件費	減価償却費
公益目的事業	704,253	154,974	549,044	235
(公1) スポーツ・教育振興事業	704,253	154,974	549,044	235
市民スポーツ振興事業	116,614	56,085	60,529	0
スポーツ・教育施設運営事業	587,639	98,889	488,515	235
スポーツ・教育振興事業共通	0	0	0	0
収益事業	349,778	29,140	304,340	16,298
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	349,778	29,140	304,340	16,298
スポーツ施設収益事業	296,912	25,341	259,153	12,418
施設附帯等事業	52,866	3,799	45,187	3,880
法人会計	31,497	13,704	17,434	359
法人税・住民税及び事業税	322	0	322	0
当期支出合計	1,085,850	197,818	871,140	16,892

VI 令和4年度主要事業計画・実績比較

(単位：千円)

事業名	事業計画	実績	備考
公益目的事業	1,045,375	1,033,871	
(公1) スポーツ・教育振興事業	1,045,375	1,033,871	
市民スポーツ振興事業	149,595	130,330	
スポーツ・教育施設運営事業	895,780	903,541	
収益事業	336,326	362,919	
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	336,326	362,919	
スポーツ施設収益事業	288,348	315,664	
施設附帯等事業	47,978	47,255	
法人会計	30,046	26,163	

参考

1 主要事業の推移

事業名	項目	令和2年度実績	令和3年度実績		令和4年度実績	
1 指定管理施設運営事業	施設名	利用人数	利用人数	対前年度比%	利用人数	対前年度比%
(1) スポーツ施設	王子スポーツセンター	192,071 人 (83.3%)	235,888 人 (92.1%)	123	328,673 人 (94.2%)	139
※王子スポーツセンターおよびワールド記念ホールから西体育館の()内数字は、主要施設の利用率を記載	ポートアイランドスポーツセンター	110,196 人	181,105 人	164	239,646 人	132
	ワールド記念ホール	12,845 人 (6.7%)	171,504 人 (30.5%)	1335	424,378 人 (57.3%)	247
	中央体育館	99,522 人 (58.3%)	136,142 人 (93.2%)	137	172,563 人 (98.0%)	127
	東灘体育館	44,775 人 (95.3%)	58,871 人 (94.7%)	131	62,274 人 (89.1%)	106
	須磨体育館	19,546 人 (91.4%)	50,215 人 (93.2%)	257	56,215 人 (96.2%)	112
	垂水体育館	55,549 人 (91.3%)	60,147 人 (92.1%)	108	130,353 人 (92.4%)	217
	西体育館	81,774 人 (95.0%)	64,367 人 (92.7%)	79	106,245 人 (94.0%)	165
(2) 社会教育施設	生涯学習支援センター	210,208 人	282,297 人	134	288,416 人	102
2 レディースフットボールセンター運営事業	レディースフットボールセンター	44,727 人	52,483 人	117	54,148 人	103
3 スポーツ教室等事業	項目	実施状況	実施状況	対前年度比%	実施状況	対前年度比%
	施設数	7 館	7 館	100	7 館	100
	教室数	153 教室	186 教室	122	204 教室	110
	受講者数	5,687 人	10,772 人	189	14,827 人	138

事業名	項目	令和2年度実績	令和3年度実績		令和4年度実績	
4 施設附帯等事業		収入金額	収入金額	対前年度比%	収入金額	対前年度比%
(1) 売店事業	美術商品	68 千円	83 千円	122	— 千円	
(2) 駐車場その他	施設名	利用状況	利用状況	対前年度比%	利用状況	対前年度比%
	王子スポーツセンター北	収容台数 57 台	収容台数 57 台		収容台数 57 台	
	王子スポーツセンター南	収容台数 64 台	収容台数 64 台		収容台数 64 台	
	中央体育館	収容台数 38 台	収容台数 38 台		収容台数 38 台	
	神戸レディーズフットボールセンター	収容台数 58 台	収容台数 58 台		収容台数 58 台	
		延利用台数 85,193 台	延利用台数 97,336 台	114	延利用台数 110,058 台	113
	ポートアイランドスポーツセンター	スケート靴 10,242 件	スケート靴 31,814 件	311	スケート靴 38,274 件	120
	中央体育館トレーニングルーム	利用人数 8,902 人	利用人数 13,372 人	150	利用人数 15,353 人	115

2 施設概要

(令和5年7月1日現在)

(1) スポーツ協会所有施設

施設名	神戸レディースフットボールセンター
所在地	東灘区向洋町中7丁目1-1 TEL 842-3370
休業日	12月29日～1月3日及び施設整備日
項目	
1 竣工	平成24年11月
2 構造	クラブハウス(鉄骨造地上1階建 258㎡)
3 敷地面積	19,000㎡
4 施設内容	人工芝グラウンド1面(105m×68m)・練習グラウンド・ちびっ子グラウンド・クラブハウス1棟・夜間照明設備6基・観覧席250席

(2) 指定管理施設

施設名	王子スポーツセンター
所在地	灘区青谷町1丁目1-1 TEL 802-0223
休業日	無休(施設点検日:毎月第4水曜日、年末年始を除く)
項目	
1 竣工	(1) 王子スタジアム 昭和31年10月
2 敷地面積	26,000㎡
3 収容人員	3,000人(メインスタンド約2,500人、バックスタンド約500人)
4 施設内容	全天候型(トラック1周400m×8コース)
1 竣工	(2) 体育館(主競技場・身体障害者体育館・トレーニング室・柔道場・剣道場等) 昭和53年10月
2 構造	鉄筋コンクリート造4階建
3 延床面積	7,193㎡
4 敷地面積	9,530㎡
5 観客席	194席(立ち見 約300人)
1 竣工	(3) プール(夏季) 昭和25年1月
2 敷地面積	9,567㎡
3 観客席	1,000人
4 施設内容	公認プール(50m×9コース)・プール(25m×6コース) 幼児用プール
1 竣工	(4) バレーボール兼テニスコート 昭和31年10月
2 敷地面積	10,744㎡
3 収容人員	1,200人
4 施設内容	全天候型, 6面
その他 施設	補助競技場、相撲場、広場及び公園等
施設名	ポートアイランドスポーツセンター
所在地	中央区港島中町6丁目12-1 TEL 302-1031
休業日	水曜日、年末年始
項目	
1 竣工	昭和56年1月(供用開始 昭和56年11月)
2 構造	鉄筋コンクリート造3階建地下1階
3 延床面積	11,770㎡
4 敷地面積	10,697㎡
5 観客席	2,500席
6 施設内容	①公認プール 競泳用プール(50m×8コース)・温水プール(25m×5コース) 飛び込み用プール ②スケートリンク2面(1,800㎡、500㎡)(冬季)

施設名	ワールド記念ホール				
所在地	中央区港島中町6丁目12-2 TEL 302-8781				
休業日	年末年始(12月29日～1月3日) ※イベント開催の場合は開館				
項目					
1 竣工	昭和59年8月(供用開始 昭和59年10月)				
2 構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建				
3 延床面積	13,325 m ²				
4 敷地面積	10,286 m ²				
5 観客席	約8,000席(固定3,528席、仮設 約4,500席)				
6 施設内容	アリーナ(楕円形 縦82.5m×横42.5m 面積3,100 m ² 天井高30m)				
施設名	生涯学習支援センター(コミスタこうべ)				
所在地	中央区吾妻通4丁目1-6 TEL 251-4731				
休業日	無休(年末年始を除く)				
項目					
1 開館	平成12年9月 全館開館				
2 構造	鉄筋コンクリート造地上5階建				
3 延床面積	6,887 m ² (別途スポーツ協会分室520 m ²)				
4 敷地面積	7,115 m ²				
5 施設内容	会議室(小)	3室	31 m ²	体育館	1室 726 m ²
	会議室(大)	4室	62 m ²	和室(6畳)	1室 31 m ²
	多目的室(小)	5室	93 m ²	工作室	1室 93 m ²
	多目的室(大)	1室	124 m ²	調理室	1室 93 m ²
	セミナー室	1室	124 m ²		